

# 平成21年第1回福島町議会 定例会議案説明資料

議案第1号関係	福島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定 について……………	P 1
議案第2号関係	福島町安全で住みよい町づくりに関する条例の一部改正 について……………	P 2
議案第3号関係	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について……………	P 3
議案第4号関係	福島町立幼稚園の保育料等徴収条例の一部改正について……………	P 4
議案第5号関係	福島町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について…	P 5
議案第6号関係	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する 条例の一部改正について……………	P 6
議案第7号関係	福島町介護保険条例の一部改正について……………	P 7
議案第8号関係	福島町民交通傷害保障条例の廃止について……………	P 8
議案第9号関係	平成21年度福島町一般会計予算 (第3表地方債について) ……………	P 9
議案第17号関係	平成20年度福島町一般会計補正予算(第9号) (第4表地方債について) ……………	P 10

## 議案第1号関係

### 福島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

#### 1. 提案の理由について

国は、緊急特別対策として、平成21年度の介護報酬改定（プラス3.0%）により介護従事者の処遇改善を図ることとしております。

また、介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、市町村に対して介護従事者処遇改善臨時特例交付金を交付することとしております。

当該交付金については、平成20年度中に市町村に交付され、各市町村において第4期計画の期間内で交付金を運用することになっており、平成20年度中に基金条例を制定して交付金の運用を図ることとしております。

このようなことから介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定するものであります。

#### 2. 基金積立額について

介護従事者処遇改善臨時特例基金の積立額は、国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金が財源充当され、平成20年度補正予算において次のように計上しております。

区 分	金 額
介護報酬改定分	2,465千円
事務費分	500千円
計	2,965千円

#### 3. 施行期日等について

(1) この条例は、公布の日から施行する。

(2) この条例は、平成24年3月31日に限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

## 議案第 2 号関係

### 福島町安全で住みよい町づくりに関する条例の一部改正について

#### 1. 提案理由について

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。）が施行され、平成 17 年には法律に基づいて国の「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。さらに、平成 19 年には北海道において「北海道犯罪被害者等支援基本計画」が策定されており、福島町においても安全・安心なまちづくりを目指すため、福島町安全で住みよい町づくりに関する条例の一部を改正しようとするものであります。

#### 2. 改正内容について

第 4 条（町の責務）に「犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。」の 1 項を追加するものです。

#### 3. 施行期日について

公布の日から施行する。

## 議案第 3 号関係

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

#### 1. 提案理由について

平成 20 年 8 月の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律が改正（平成 20 年 12 月 26 日公布）されました。当町においても、法律改正に準じた改正を行うため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

#### 2. 改正内容について

職員の勤務時間を週 40 時間から週 38 時間 45 分に改め、関連する規定の整備を行うものです。

#### 3. 施行期日について

平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第4号関係

### 福島町立幼稚園の保育料等徴収条例の一部改正について

#### 1. 提案の理由について

幼稚園保育料を現行の月額5,000円から5,000円を引き上げし、21年度より10,000円とする旨、現在の保護者全員及び新入園児予定の保護者の理解が得られたことと、併せて、同一世帯で2名以上の幼児を通園させる場合における減免措置を、保育所保育料と同様に5割とする旨の条項を追加することとしたので、本条例の一部を改正するものです。

#### 2. 改正の内容について

- (1) 保育料を「年額60,000円」を「年額120,000円」に改めるものです。
- (2) 同一保護者の園児が2人以上通園の場合は、2人目以降の園児に係る保育料を2分の1の額とする条項を新たに設けたものです。

#### 3. 施行期日について

平成21年4月1日から施行する。

## 議案第 5 号関係

### 福島町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について

#### 1. 提案の理由について

児童福祉法及び北海道医療給付事業補助要綱の一部改正に伴い、医療給付事業の助成対象外となる者に新たに小規模住居型児童養育事業を行う者が加えられることにより、町においても福島町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正するものです。

#### 2. 改正の内容について

児童福祉法の改正により、助成対象外となる者に児童福祉法第 27 条 1 項第 3 号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者を加えるものです。

#### 3. 施行期日について

平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 6 号関係

### 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する 条例の一部改正について

#### 1. 提案の理由について

児童福祉法及び北海道医療給付事業補助要綱の一部改正に伴い、医療給付事業の助成対象外となる者に新たに小規模住居型児童養育事業を行う者が加えられることにより、町においても重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正するものです。

#### 2. 改正の内容について

児童福祉法の改正により、助成対象外となる者に児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者を加えるものです。

#### 3. 施行期日について

平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第7号関係

### 福島町介護保険条例の一部改正について

#### 1. 提案の理由について

第4期介護保険事業計画が平成21年度から3ヵ年計画でスタートすることとなり、平成21年度から平成23年度までの期間において、介護サービス見込み量を基に65歳以上の第1号被保険者の保険料率を定めることとなります。

当町における第4期計画の保険料は第3期計画の額と同額とするため、この度は適用期間のみを変更するものです。

また、国は政令の一部を改正し、第3期計画における激変緩和措置を踏まえ、第4期計画の標準的な保険料負担段階の保険料率を保険者の判断により平成21年度から平成23年度まで特例として軽減措置ができることとしましたので、当町においても軽減措置を実施するため、条例の一部を改正するものです。

#### 2. 改正の内容について

- ① 第1号被保険者保険料率の適用期間を変更する。
  - ・「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」の期間に変更する。
- ② 第1号保険料の標準的な保険負担限度額となる第4段階の被保険者のうち、町民税が本人非課税で公的年金収入及び所得金額の合計が80万円以下の条件を満たす者に対して保険料の軽減措置を行う。

区 分	通常基準	軽減後	差引
第4段階のうち、公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の者	36,000円	31,500円	△4,500円

#### 3. 施行期日について

平成21年4月1日から施行する。

## 議案第 8 号関係

### 福島町民交通傷害保障条例の廃止について

#### 1. 提案理由について

交通傷害保険については、自家用車の普及が著しく進み交通事故が多発しだした昭和 43 年から町と保険会社が契約を結び、町民が被保険者となる団体保険の形で、交通事故を補償する初の保険としてスタートしました。

以降約 40 年にわたり、交通事故に対する保障制度として、町民の生活の安定と福祉の増進に寄与してまいりました。

しかし、近年は多様なニーズに合わせた選択肢を持つ保険を、個人契約で結ぶ商品が開発され「福島町交通傷害保険」の被保険者は減少の一途をたどっております。

このような中で、昨年 7 月に取扱保険会社が当該保険からの撤退を表明し、町としては、他の保険会社の取り扱いの可能性を模索したところですが、参入する会社が無いことから、平成 20 年 9 月 30 日をもって新たな期間の保険募集をしないことを町民周知しているところです。

なお、新たな募集をしないこととなってから条例廃止手続まで時間を要したのは、保険請求行為の整理期間をおいたことによるものです。

#### 2. 施行期日について

公布の日から施行する。

議案第9号関係

平成21年度福島町一般会計予算  
(第3表 地方債について)

(単位;千円)

起債の目的	限度額	起債区分	交付税算入	交付税区分	摘要
		充当率	算入率	算入方法	
災害援護資金貸付債	3,500	災害援護資金貸付債	無		
		100%			
火葬場建設事業債	101,800	一般単独事業債	無		
		75%			
公営住宅建設事業債	75,600	公営住宅建設事業債	無		
		100%			
橋梁整備事業債	8,500	過疎対策事業債	有	公債費	
		100%	70%	元利償還金	
吉岡分団格納庫建設事業債	7,800	過疎対策事業債	有	公債費	
		100%	70%	元利償還金	
小型動力ポンプ積載車整備事業債	3,600	一般単独事業債	無		
		75%			
高規格救急自動車整備事業債	25,000	過疎対策事業債	有	公債費	
		100%	70%	元利償還金	
指揮広報車整備事業債	4,700	過疎対策事業債	有	公債費	
		100%	70%	元利償還金	
公有林整備事業債	6,100	公有林整備事業債	無		
		100%			
臨時財政対策債	118,106	臨時財政対策債	有	公債費	
		発行可能算定額による	100%	元利償還金	

議案第17号関係

平成20年度福島町一般会計補正予算（第9号）  
（第4表地方債補正について）

（単位；千円）

起債の目的	地方債額 補正	起債区分	交付税算入	交付税区分	摘要
		充当率	算入率	算入方法	
火葬場建設事業債	-2,200	一般単独事業債	無		事業費の減による
		75%			
公有林整備事業債	-600	公有林整備事業債	無		補助金の増額による借入額の減
		100%			
救助用資機材整備事業債	-1,600	過疎対策事業債	有	公債費	起債対象事業費の精査による減
		100%	70%	元利償還金	
テレビ中継局整備事業債	-200	過疎対策事業債	有	公債費	起債対象事業費の精査による減
		100%	70%	元利償還金	